

＊＊台風等異常気象時の対応＊＊

I 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

【登校前に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合】

- ア 始業時刻前2時間前（6：00）までに警報が解除された場合は、平常どおり始業する。
- イ 始業時刻の約2時間前（6：00）から午前11時までに警報が解除された場合は、始業時刻を午後1時10分とし、家庭で昼食を食べてから登校する。隣友団の集合時刻は通常の5時間後（例：通常7：20であれば、12：20）とする。
- ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。上記ア、イの場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、学校へ連絡し、無理に登校しない。

【登校後に岡崎市に暴風警報・暴風雪警報が発表された場合】

- ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から児童生徒を安全に帰宅させ得ると判断したときは、授業を中止して速やかに下校させる。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該児童の安全を校内において確保し、保護者へ迎え等を依頼する。

II 「特別警報」が発表された場合

【登校前に岡崎市に特別警報が発表されている場合】

- ア 登校しない。
- イ 特別警報解除後、被害状況を把握し、登校の安全確保が確認されるまで登校しない。（メール等にて登校を指示する。）

【登校後に岡崎市に特別警報が発表された場合】

- ア 授業を中止し、状況に応じて学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引渡し等、生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行う。
- イ 児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も安全な下校が可能と判断できるまでは下校させず、保護者へ迎え等を依頼する。

III 「暴風警報」「暴風雪警報」及び「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象、局地的豪雨、落雷により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

I 連尺学区に避難指示（警戒レベル4）発表

【登校前】

- ・「暴風警報」と同様、午前6時までに解除されれば通常通り始業、午前11時までに解除されれば、午後1時10分に始業する。午前11時を過ぎても解除されなければ臨時休業とする。
- ・解除後に登校する際は、近隣及び通学路等の安全を確認してから登校。危険な場合は登校しない。登校しない場合は、状況を学校へ連絡する。

○危険な状況により登校時刻を遅らせたり、欠席したりした場合は、基本的に遅刻・欠

席にはなりません。(危険な状況をお伝えください)

【登校後】

- ・連尺学区及び近隣地区で避難指示(警戒レベル4)の発表が見込まれる場合は、活動を切り上げ、通学路等の安全を確認したうえで下校する。安全が確保できない場合は学校に止めたり、保護者に引き渡したりする。
- ・学校に止まっている状況で避難指示(警戒レベル4)が発表された場合は、状況を見て、校舎2階、3階へ避難する。

2 大雨警報や洪水警報が発表され、大雨や局地的豪雨となっている

【登校前や登校時】

- ・大雨により、道路が冠水したり、河川が増水したりする等、登校が危険な状況にある場合は、各家庭において登校を見合わせるなどの安全確保をする。
 - *登校を見合わせる場合は、通学班内で連絡を取り合う。
 - *児童の所在確認のため学校へ状況を連絡する。
- ・危険な状況が回復し、安全を確認してから登校する。
 - *班の集合時刻等について班内で連絡を取り合う。
 - *児童の所在確認のため登校する際に学校へ連絡する。

○危険な状況により登校時刻を遅らせたり、欠席したりした場合は、基本的に遅刻・欠席にはなりません。(危険な状況をお伝えください)

【登校後】

- ・大雨により、道路が冠水したり、河川が増水したりして、学区内に危険な状況が見込まれる場合は、下校時刻を早めたり、学校待機をしたり、保護者引き渡し等の措置をとる。
 - ※大雨や局地的豪雨で始業時刻や下校時刻等を変更する場合は学校メールで家庭へ知らせる。

3 雷鳴・稲光を確認した場合

【登校前】

- ・家庭で待機し、雷鳴・稲光が確認されなくなってから登校
 - *登校を見合わせる場合は、通学班内で連絡を取り合う。

○危険な状況により登校時刻を遅らせた場合は、基本的に遅刻にはなりません。(危険な状況をお伝えください)

【登校途中】

- ・電柱や立木など背の高い物から離れ、軒下などに避難して待機
- ・雷鳴・稲光が収まってから登校

【下校時】

- ・雷鳴・稲光が確認されなくなるまで学校で待機

※雷により下校時刻が変更になる場合は、学校メールで家庭に知らせる。